

議案第19号

三朝町温泉配湯条例の一部改正について

次のとおり三朝町温泉配湯条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月5日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町温泉配湯条例の一部を改正する条例

三朝町温泉配湯条例(平成23年三朝町条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた部分(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分とし、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
(配湯の区域) 第4条 前条第1号の方法により行う配湯の区域は、次の区域とする。 三朝町大字三朝、山田及び横手	(配湯の区域) 第4条 前条第1号の方法により行う配湯の区域は、次の区域とする。 三朝町大字砂原、三朝、山田、横手及び大瀬
(配湯の対象施設) 第5条 第3条第1号の方法により行う配湯の対	(配湯の対象施設) 第5条 第3条第1号の方法により行う配湯の対

象となる施設は、次に掲げるもので町長が適当と認めるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 略

別表（第12条関係）

使用料金

区分	基本料金（1月当たり）		基本湯量を超える超過料金 1立方メートルにつき
	基本湯量 （立方メートル）	料金	
略			
保養所	50	20,000円	250円
略			

象となる施設は、次に掲げるもので町長が適当と認めるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 三朝高原共同貯湯施設

(9) 略

別表（第12条関係）

使用料金

区分	基本料金（1月当たり）		基本湯量を超える超過料金 1立方メートルにつき
	基本湯量 （立方メートル）	料金	
略			
保養所	50	20,000円	250円
三朝高原共同貯湯施設	50	25,000円	350円
略			

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。